

令和 8 年度

## 秋田市河辺地域地籍調査事業業務委託仕様書

秋田市財政部地籍調査室

### 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本仕様書は、秋田市（以下「甲」という。）が国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号。以下「法」という。）に基づき実施する令和 8 年度地籍調査事業に伴う地籍調査の各工程作業を本業務受託者（以下「乙」という。）が円滑に実施する上で必要な事項を定めるものである。

(適用範囲)

第 2 条 本仕様書は、甲の委託する地籍調査事業の地籍測量、地積測定、地籍図原図作成、筆界点番号図原図作成、地籍図一覧図作成、地籍図複図作成に適用するものとする。

(準拠する法令等)

第 3 条 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか業務委託契約書および国土調査関係法令によるものの他は、地籍測量および地積測定における記録および成果の記載例等に定めるところによるものとする。

(実施計画書等の届出)

第 4 条 乙は業務実施に先立ち、契約締結後 10 日以内に次の各号の書類を作成し甲に届け出て、承認を得るものとする。これを変更しようとする時も同様とする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) その他甲の指示する書類

(主任技術者等)

第 5 条 乙において選任する主任技術者は、測量士の資格を有すること。その品質および各工程を適切に管理するために地籍調査の各工程について精通し、実務経験を有する者とする。

2 乙において選任する現場代理人は、測量士又は測量士補の資格および実務経験を有する者とする。

- 3 乙は、測量作業に従事する際は、測量士の資格を有する者を、常時現場に1名以上配置すること。
- 4 乙は、委託業務期間中は常に甲の指示に迅速に対応できる体制をとること。
- 5 乙は、各資格により登録された登録番号を書面により通知し、資格証の複写、および雇用関係を証明できるものを添付して書面により通知しなければならない。また、これらのものを変更したときも同様とする。

(関係官公署との調整)

第6条 乙は、本業務を遂行するにあたり、関係官公署との調整が必要な場合は、甲と共に対応すること。

(資料の貸与および返却)

- 第7条 乙は、貸与品および支給品について、その受払い状況を記録した帳簿を備え、常にその管理状況を明らかにしておかなければならない。なお、盗難、破損等を生じたときは、監督員の承認する代品を納入するものとする。
- 2 支給品の残余は監督員に報告し、その指示に従い所定の場所へ返却するものとする。
  - 3 乙は、業務上収集した情報・資料等を、委託業務履行後速やかに甲に返却又は廃棄しなければならない。

(報告)

第8条 乙は、甲に対して随時進捗状況を報告するとともに、甲の指示があった場合においては書面で報告しなければならない。

(守秘義務)

- 第9条 乙は、業務の遂行上で知り得た個人情報および全ての事項について、本契約期間ならびに契約終了後も第三者に提供、漏洩してはならない。
- 2 乙は、本業務の遂行上で知り得た個人情報の取扱いについて、秋田市個人情報保護条例によるものとし、別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守するとともに、情報の保護に万全を期すこと。
  - 3 乙は、業務上収集した情報を甲の許可なく複写および加工、外部への持ち出しならびに第三者への供与等、目的以外使用してはならない。

(身分証明書および土地の立入り)

- 第10条 乙は、本業務の実施にあたり、甲が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があればこれを呈示すること。
- 2 乙は、調査のため他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者又は占有者にその旨を通知すること。
  - 3 乙は、業務終了後、速やかに貸与した身分証明書を甲に返却すること。

(安全の確保)

第11条 乙は、本業務の実施にあたり、次の各項により地元関係者との無益な摩擦や紛争を起こさないよう作業しなければならない。

- 2 交通および保安に関係のある作業については、あらかじめ所管官公庁と打ち合わせの上、実施すること。
- 3 本業務従事者は常に言動には十分注意すること。
- 4 本業務中事故が生じた場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過および事故による被害の内容について速やかに甲に報告し、損害賠償等の責任は乙が負うものとする。

(再委託等の禁止)

第12条 乙は、この契約の履行にあたり、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、この契約の履行の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせるときは、甲の承諾を得なければならない。

(成果品の検査)

第13条 乙は、本業務の成果品の検査については主任技術者立会いの上、甲の指示により工程毎又は業務完了後、甲の検査を受けること。

- 2 乙は、甲から本仕様書に適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正し、再検査を受けること。

(成果品の帰属)

第14条 本業務により作成される成果品はすべて甲に帰属するものとし、乙は甲の承諾を受けずに他に公表、貸与してはならない。

(成果品のかし)

第15条 本業務の完了後、乙の過失又は粗漏による不良箇所が発見された場合は、甲が必要と認める修正、補正およびその他必要な作業を乙の負担で行うものとする。

(業務の完了)

第16条 乙は、甲に工程検査済みも含めた全ての成果品に業務完了報告書等を添えて提出し、検査に合格した時をもって完了とする。なお、完了後において訂正事項等が生じた場合は、乙の責任において訂正しなければならない。

(事故発生時における報告)

第17条 乙は、契約事項および本仕様書等に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事故の公表)

第18条 乙が、この契約事項に違反したことにより、事件又は事故が発生した場合には、甲は当該事故等の公表を行うことができる。

(疑義)

第19条 本業務の実施に当たり、本仕様書に定めない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議によりこれを決定し、乙はその指示に従うものとする。

## 第2章 使用機器および機器の検定

(使用機器)

第20条 本業務に使用する機械および器材は、準則および運用基準に規定された能力又は規格を有するものとする。

(機器の検定)

第21条 この作業において使用する機器は、作業着手前に必ず検定を行わなければならない。検定の実施は、乙又は検定機関によるものとし、乙による場合は地籍図等はプロッタのプロット範囲、格差、制御の証明書、地積測定は検定に伴う地積計算証明書、地籍測量は検定に伴う観測手簿等、検定機関による場合は検定証明書の写しを提出するものとする。

## 第3章 作業の留意点

(地籍図原図等作成・地積測定)

第22条 本業務の地籍図原図等作成・地積測定は世界測地系とし、測地成果2024に適合するものとする。

(地籍図原図作成・地籍図複図作成)

第23条 本業務の地籍図原図作成・地籍図複図作成は、静電写真法および自動製図機によるものとし、材質はポリエステルフィルム#500以上、寸法は日本工業規格A3版とするものとする。

(図根点等の選定)

第24条 地籍図根三角点および多角路線の選定については、準則および運用基準に基づき行うものとする。作業実施に先立ち計画網図を作成し、甲ならびに秋田県国土調査担当者の承認を受けなければならない。

(標識の規格)

第25条 地籍測量の次に使用する標識の規格は地籍調査作業規程準則運用基準(平成14年3月14日国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知(以下「運用基準」という。))によるものとする。

(1) 地籍図根三角点

2 細部図根測量に使用する標識は次の規格による。

(1) 細部図根点 プラ杭 7cm×7cm×60cm又はこれと同等以上の強度を有するものとする。

(既存成果の活用)

第26条 本業務にあたり、法の認可又は指定を受けた事業等との接合部について、その成果を活用するものとする。なお、その成果について活用し難い場合には関係団体と連絡を密にし、調整を図り既存成果の活用に努めるものとする。

#### 第4章 業務の概要

(調査区域および作業工程種別)

第27条 本業務における調査区域および作業工程種別は、次のとおりとする。

(1) 河辺第1計画区(河辺神内字四国の一部)

調査面積 0.02km<sup>2</sup>

作業工程 FⅡ-2・G・H(複図作成等)

(2) 河辺第2計画区(河辺神内字四国の一部)

調査面積 0.02km<sup>2</sup>

作業工程 C・FⅠ・FⅡ-1

(業務内容および工程管理・検査要目)

第28条 本業務における作業内容および工程管理・検査要目は、次のとおりとする。

(1) C工程(地籍図根三角測量)

工程小分類	作業内容等	工程管理及び検査の要目
C1	作業の準備	・作業体制及び作業工程の適切性
C2	選点	・網構成の適切性
C3	標識の設置	・1点以上の現地立会点検 ・設置状況写真の全数点検
C4	観測及び測定	・1%以上の観測簿点検
C5	計算	・1%以上の計算簿点検 ・精度管理表の全数点検
C6	点検測量	・実地確認

		<ul style="list-style-type: none"> <li>点検測量の観測簿等の点検</li> </ul>
C 7	取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>網図の全数点検</li> <li>5%以上の成果簿点検</li> </ul>
C 8	実施者検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>精度管理表の全数検査</li> <li>成果品の出来映え検査</li> <li>工程管理の記録の全数検査</li> </ul>
C 9	認証者検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>精度管理表の全数検査</li> <li>成果品の出来映え検査</li> <li>工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数検査</li> </ul>

(2) F I 工程（細部図根測量）

工程小分類	作業内容等	工程管理及び検査の要目
F I 1	作業の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業体制及び作業工程の適切性</li> </ul>
F I 2	選点及び標識の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>選定位置等の適切性</li> <li>5%以上の現地点検</li> </ul>
F I 3	観測及び測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>1%以上の観測簿点検</li> <li>放射法における距離測定観測簿の全数点検</li> </ul>
F I 4	計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>1%以上の計算簿点検</li> <li>精度管理表の全数点検</li> </ul>
F I 5	点検測量	<ul style="list-style-type: none"> <li>実地確認</li> <li>点検測量の観測簿等の点検</li> </ul>
F I 6	取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置図の全数点検</li> <li>5%以上の成果簿の点検</li> </ul>
F I 7	実施者検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>精度管理表の全数検査</li> <li>成果品の出来映え検査</li> <li>工程管理の記録の全数検査</li> </ul>
F I 8	認証者検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>精度管理表の全数検査</li> <li>成果品の出来映え検査</li> <li>工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数検査</li> </ul>

(3) F II - 1 工程（一筆地測量）

工程小分類	作業内容等	工程管理及び検査の要目
F II - 1 1	作業の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業体制及び作業工程の適切性</li> </ul>
F II - 1 2	観測及び測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>1%以上の観測簿点検</li> <li>放射法における距離測定観測簿の全数点検</li> <li>単点観測法における整合性の確認のため</li> </ul>

		めの比較計算の全数点検(実施の場合)
F II - 1 3	計算及び筆界点の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精度管理表の全数点検</li> <li>・2%以上の辺長点検</li> <li>・単点観測法における整合処理の適切性の点検(実施の場合)</li> </ul>
F II - 1 4	実施者検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精度管理表の全数検査</li> <li>・2%以上の辺長検査</li> <li>・成果品の出来映え全数検査</li> <li>・工程管理の記録の全数検査</li> </ul>
F II - 1 5	認証者検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精度管理表の全数検査</li> <li>・1%以上の辺長検査</li> <li>・成果品の出来映え全数検査</li> <li>・工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数検査</li> </ul>

(4) F II - 2 工程 (原図の作成)

工程小分類	作業内容等	工程管理及び検査の要目
F II - 2 1	作業の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業体制及び作業工程の適切性</li> </ul>
F II - 2 2	地籍図原図の仮作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1%以上の照合点検</li> </ul>
F II - 2 3	地籍図原図の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原図の仕上りの全数点検</li> <li>・1%以上の照合点検</li> </ul>
F II - 2 4	実施者検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果品の出来映え全数検査</li> <li>・工程管理の記録の全数検査</li> </ul>
F II - 2 5	認証者検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果品の出来映え全数検査</li> <li>・工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数点検</li> </ul>

※F II - 2 とG工程を併せて実施することができる。

(5) G 工程 (地積測定)

工程小分類	作業内容等	工程管理及び検査の要目
G 1	作業の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業体制及び作業工程の適切性</li> </ul>
G 2	地積測定、計算及び点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精度管理表の全数点検</li> <li>・0.4%以上の現地点検</li> </ul>
G 3	取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5%以上の照合点検</li> </ul>
G 4	実施者検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1%以上の照合検査</li> <li>・精度管理表の全数検査</li> <li>・成果品の出来映え検査</li> <li>・工程管理の記録の全数検査</li> </ul>
G 5	認証者検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精度管理表の全数検査</li> <li>・成果品の出来映え検査</li> </ul>

		・ 工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数点検
--	--	--------------------------

※FⅡ-2とG工程を併せて実施することができる。

(6) H (複図) 工程 (複図の作成)

工程小分類	作業内容等	工程管理及び検査の要目
H (複図)	作業の準備	・ 作業体制及び作業工程の適切性
H (複図)	複図の作成	・ 複図の仕上がりの全数点検
H (複図)	実施者検査	・ 成果品の出来映え全数検査
H (複図)	認証者検査	・ 成果品の出来映え全数検査

## 第5章 納入成果品

(成果品)

第29条 本業務において納品すべき成果品は、次に掲げる成果品とする。ただし、その他必要に応じて甲乙協議し定めたものを成果品として提出するものとする。

工程	計画区	記録及び成果
1. 全工程共通	第1計画区 第2計画区	①工程表 ②報告書 ③打合せ簿 ④その他業務遂行上必要な資料
2. C工程 (地籍図根三角測量)	第2計画区	①基準点等成果簿写 ②地籍図根三角點選点手簿 ③地籍図根三角點選点図 ④地籍図根三角測量観測計算諸簿 ⑤地籍図根三角点網図 ⑥地籍図根三角点成果簿 ⑦精度管理表 ⑧測量標の設置状況写真
3. FⅠ工程 (細部図根測量)	第2計画区	①細部図根點選点図 ②細部図根測量観測計算諸簿 ③細部図根点網図 ④細部図根点成果簿 ⑤精度管理表
4. FⅡ-1工程 (一筆地測量)	第2計画区	①一筆地測量観測計算諸簿 ②筆界点成果簿 ③精度管理表

5. FⅡ-2工程 (原図の作成)	第1計画区	①筆界点番号図 ②地籍図一覧図 ③仮作図(閲覧用地図) ④地籍図原図
6. G工程 (地積測定)	第1計画区	①地積測定観測計算諸簿 ②地積測定成果簿 ③筆界点座標値等の記録媒体(CD) (SIMA及び地籍フォーマット 2000仕様)3枚 ④精度管理表
7. H(複図)工程 (複図の作成)	第1計画区	①地籍図複図(1部)

上記、成果品の記録媒体(CD)を含む

- 2 乙は、成果品とする記録媒体は、ウイルスチェックを行い納品するものとする。なお、記録媒体には業務名称・作成年月日・発注者名・ウイルスに関する情報(ウイルス対策ソフト名/ウイルス定義年月日/チェック年月日)をラベルに表示すること。